

民間資金等活用事業推進委員会
第8回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第8回計画部会
議事次第

日 時：平成29年5月12日（金）10:00～11:30

場 所：合同庁舎8号館8階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）（案）について

3. 閉 会

○森企画官 定刻になりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第8回計画部会」を開催いたします。

事務局の内閣府民間資金等活用事業推進室企画官の森でございます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、構成員13名のうち、9名の委員、専門委員の皆様に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、本日の資料について1点御連絡をさせていただきます。各資料につきましては、アクションプランの見直しが終わるまで非公表とさせていただきます。あわせて、会議後に作成いたします議事概要と議事録につきましても当面、非公表とさせていただきたいと思っておりますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、今後の議事につきましては、宮本部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○宮本部会長 おはようございます。

きょう、この部会での検討の最終回になるかと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

本日は、このアクションプランの改定案につきましても審議でございます。参考資料のスケジュールのとおり、前回の第7回計画部会におきまして、アクションプランの改定素案の審議を行いました。これを踏まえまして、事務局におきまして「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）（案）」を作成していただいております。これにつきましても、皆様に専門的見地から御議論いただきたいと思います。

まず、事務局から改定案及び、改定版とあわせて公表予定のPDCA結果につきましても、御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○森企画官 それでは、御説明させていただきたいと思っております。

資料1と2-1、2-2、2-3、2-4とつけさせていただいておりますけれども、これは通しで説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1は、前回の部会における主な御意見でございます。幾つか御紹介させていただきます。

前回、素案ということでお示しさせていただいたところですが、その中で、最初につけております「趣旨」で、21兆円の事業規模目標を明記しておくことが必要ということでした。これまでのアクションプランでは、その前のアクションプランの10～12兆円を最初に書いて、その後、後ろのほうに事業規模目標、今回は21兆円ということでしたけれども、もう21兆円は決まっておりますので、それを最初に持つていくことが必要という御意見でございます。

進捗の芳しくない事業分野における取り組み内容については、単純に継続という形ではなく、現状を踏まえて平成29年度に何をどのように進めていくのかを明確にすべきという

こととさせていただきます。

公的不動産利活用事業や広域化・バンドリングの推進施策について、取り組みに対する窓口の充実化等の施策の拡充の検討が必要というところとさせていただきます。

道路のコンセッション目標件数は達成したが、コンセッションで培ったノウハウを一般道路・橋梁に応用していくという視点が必要というところとさせていただきます。

現在のアクションプランでは、インフラ分野についてのメッセージ性が弱い「インフラの新設をはじめ、維持管理・更新・修繕等に関しても積極的にPPP/PFIを検討する」とアクションプランに記載することも検討することという御意見もいただきました。

今後、IoTを初めとする新技術の利活用で管理コストを削減することは重要であり、民間の工夫余地を活用したいとのメッセージにつながる可能性があるため、そのような旨をアクションプランに記載すべき。

最後に、PPP/PFIのさらなる推進のため、公営企業の適用可能性を検討することを促すための記載を追加すべき、という御意見をいただいたところです。

こういった御意見、その他の意見も踏まえまして、今回、改定案を作成して、各省にも協議・調整をさせていただいたところです。まだ一部、調整が残っているところもありますけれども、今回、改定案ということで御説明をさせていただきたいと思っております。

資料1は以上です。

続きまして、資料2-1、2-2、2-3がアクションプランの関係になってございます。まず、2-1が概要になっていて、2-2が前回もお示しさせていただいたような、いわゆる新旧の形で書いているものでございます。2-3が、アクションプラン改定版のそのものという形にしたものでございます。2-2で説明をさせていただきたいと思っております。

2-3が公表の本体でございましてけれども、ボリューム感とかを見ていただきたくて今回もつけております。前は全部で24ページあったのですが、また御説明させていただきますが今回、別紙をつけさせていただいているのですが、本体は31ページありまして、後ろに別紙で数ページつけさせていただいているところとさせていただきます。

それでは、中身は資料2-2に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。まず、表紙をめくっていただきまして、2ページ目が「目次」でございます。まず「1. 趣旨」、「2. PPP/PFI推進に当たっての考え方」と4、5、6、7といった目次の構成は変わっていないところでございます。ただ「3. 推進のための施策」で、部会でもかなり議論していただいた公的不動産のところ、新たに「(3) 公的不動産における官民連携の推進」という項目を立てさせていただいたところとさせていただきます。

さらに、一番下のところで(別紙1)、(別紙2)とありまして、コンセッション事業の関係で別紙をつけさせていただいたところで、こちらはまた後ほど御説明をさせていただきます。

目次は以上でございます。

続きまして、3ページ目以降で御説明をさせていただきたいと思います。3ページ目が「1. 趣旨」でございます。趣旨につきましては、一番上は変えていないところですが、こういったPPP/PFIを推進することが重要なのですということを最初に説明しております。真ん中ぐらいの「このため」の後から変えておりまして、昨年PPP/PFI推進アクションプランを定めましたということを改定案のほうに書きまして、平成25年度から平成34年度までの10年間で21兆円の事業規模を達成することを目標とするということを最初に書かせていただいたところです。

ここでは「平成28年版」と呼んでいますけれども、このアクションプランのPDCAサイクルに基づいてフォローアップをした結果、今回、見直した改定版としてまとめることとしましたという記載をしております。それが「1. 趣旨」でございます。

5ページ目が「2. PPP/PFI推進に当たっての考え方」でございます。まず「(1) 基本的な考え方」でございます。基本的な考え方というのは、最初のほうは去年のままでございます。

6ページ目の中段で、これまで「インフラ分野への活用の裾野を拡大することが重要」と記載させていただいていたところですが、もう少し部会での議論も踏まえまして、例えば真ん中ほどですが「インフラ分野、特にIoTを始めとする新技術の利活用による民間のノウハウを活かした効率的な維持管理の視点から、インフラの新設はもとより、橋梁等個別施設の維持管理・修繕・更新等へと活用の裾野を拡大することが重要である」と入れさせていただいたところがございます。

その下なのですが「さらに、PPP/PFI推進のためには」ということで、課題を適切に把握して解決することが重要といったこととか、また、首長とか地方議会との理解促進が重要ということを書いております。特に従来型事業方式を構築されてきた現行制度に対して、PPP/PFIの利点が最大限に機能するように見直しが必要であると書かせていただいたところがございます。

2. の(1)の変更点は、以上でございます。

続きまして、2. の「(2) 事業類型ごとの進め方」ということで、まず、①コンセッション事業についてでございます。コンセッション事業につきましては、部会でも御議論いただきましたけれども、いわゆる混合型と言われるコンセッションについて、もう少しわかりやすくといいますか詳しくといいますか、より理解が進むように記載をさせていただいたところがございます。

それが8ページ目の真ん中ぐらいで、

「なお、料金徴収を伴う事業は、その内容によっては適切な範囲で公的負担とコンセッション部分から構成する混合型事業スキームの設定が可能である。そのため、独立採算型が難しく、たとえ一部の費用のみしか回収できない場合であっても混合型として積極的に検討すべきである。その実施により、補助金の削減をはじめ公的負担の抑制に貢献できるものである。」

といった記載をさせていただいたところでございます。

8 ページ目の一番下、②のいわゆる類型Ⅱにつきましては、基本的に変えてないところでございます。

9 ページ目の下の③類型Ⅲにつきましては、中身は10ページ目に書いております。ほとんど変えてはいたるところですけれども、1点、10ページ目の真ん中よりちょっと上で「類型Ⅰ・Ⅱのみでなく、広く公的不動産利活用事業を」とあるのですが、公的不動産の取り組みは類型Ⅲにとどまらず、もちろん類型Ⅰ・Ⅱも関係してくるところでございます、そこで誤解を与えないように、こういった書き方をさせていただいたところでございます。

10ページ目の下のほうから11ページ目にかけてが④類型Ⅳということで、こちらの基本的な考え方は、これまでどおりとさせていただいたところでございます。

「3. 推進のための施策」は（1）から（6）まであるのですけれども、まず「（1）実効性のある優先的検討の推進」でございます。

12ページ目に行っていただきまして、まず、28年度末までに人口20万人以上のところで規程を作成することになっておりましたので、その確実な策定を図ることと、今後どうしていくのかということです。認識としては、全ての地方公共団体で規程の策定が進むことを期待したいところですので、地域の実情とか運用状況を踏まえて、適用の拡大を図っていくといったことを記載しております。

13ページ目からが具体的な取り組みになっておりまして、基本的には前回の部会で御説明させていただいたことと大分重なるといいますか同じなのですけれども、まず、13ページ目の左の①は、規程は28年度末までに策定することとしておりましたので、その取り組みで、まだ策定していないところもございますので、今回は速やかに策定が完了するように助言等の支援を実施するというところで書いております。

さらにこの中では、どれも28年度末までというところもあります。そこは進んでおりますので、それを踏まえて、次は何をやっていくかを書いております。例えば、②ですと運用の手引はもう策定をしましたので、運用状況をフォローアップして、課題とか対応策の検討を行って運用状況の適正化を図るといった形にさせていただきました。

③支援事業につきましては、20万人未満の地方公共団体に対する事業を実施するといったこと。

④では、上下水道の関係でガイドラインを策定するとなっていて、そこは策定をされましたので、実効性のある運用が行われるようにちゃんとフォローアップしていきますといったことです。

⑤では一部要件化するということで、一部要件化したものについては、着実に運用を実施するといったこと。

⑥都市公園で、都市公園法が改正されましたので、新たに設ける制度を含むPPP/PFIの導入検討を一部要件化するといったことも記載させていただいています。

⑦⑧ということで、新たに優良事例の横展開とか、適応拡大といったことも書かせてい

ただいたところでございます。

「(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進」につきましては、これまでも推進していくということで、方針については変わらずやっていくところでございます。

15ページ目が【具体的取組】でございます。ここで変わったのが、②ブロックプラットフォームに参画する地方公共団体の数を181団体とするというところなんです。そこはもう191団体が参画しているということで、今後はさらに20万人未満といったところでも働きかけを実施して、団体数のさらなる増加を図るという記載をしているところでございます。

その下の③については、モデル事例等を取りまとめということです。取りまとめた運用マニュアルを作成するというので、もう作成されましたので、その周知を図っていくところでございます。

16ページ目を変えたところが、⑤で「広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援する」と記載をさせていただいたところでございます。

あとは、28年度から継続して実施をしていくものでございます。

17ページ目からが、新たに項目を加えました「(3) 公的不動産における官民連携の推進」でございます。

【方針】は、もう前に書いたところと重複してしまうところではあるのですが、「低未利用の公的不動産を有効活用することで、まちの賑わいを官民連携して創出し、地域の『価値』や住民満足度をより高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出することが重要であり、以下の具体的取組により公的不動産における官民連携の推進を図る」と記載をさせていただいております。

【具体的取組】の①は、前、その他のところに書いていた道路上部空間の利用等で、こちらは引き続き検討を推進していくところでございます。

②以降は、部会等で、各省ヒアリングのときにも話が出てきていたことを記載させていただいています。②が都市公園のいわゆるPark-PFIといったことで、国土交通省で法律を改正して、制度を創設するというところで進めていくものでございます。

③が国立大学法人の土地の関係なわけですが、前回、文部科学省からも御説明がありました。この制度の活用によって、国立大学法人の資産の有効活用が図られるようにするため、大学等に対して制度等についての周知を図ることでやっていきたいと思っております。

④が、今後小中学校等の遊休化が急速に拡大するというところなんです。18ページになりますけれども、文教施設等の集約・複合化に向けて、検討会とか優良事例の横展開を行っていくということです。今は「文部科学省、内閣府」となっておりますけれども、実は担当の省庁も調整をしております。ここで今、地域包括ケア拠点と書かせていただいておりますけれども、そういったところではほかの省庁とも調整をしているところでございます。

⑤は、公共施設等総合管理計画と固定資産台帳の関係でございます。今も進めているところでございますけれども、引き続き整備・公表を進めて、公的不動産の活用への民間

事業者の参画を促す環境の整備を進めるということで、改めて明記をさせていただいたところでございます。

「(4) 民間提案の積極的活用」です。これは部会で御議論いただいて、【方針】のところ、民間事業者に対し適切な情報提供を行うことが重要ですというところを最初に加えさせていただいたところでございます。

19ページ目が【具体的取組】でございまして、①につきましては、何々を検討するとなっていたところを検討して、運用ガイドもつくりましたので、そういったところの周知を図ると書いております。

新たに③、④ということで、地方公共団体に支援を実施するとか、優先的検討プロセスにおける民間提案制度のあり方を検討するということを書かせていただいているものでございます。

「(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援」は、【方針】は変えておりませんで、【具体的取組】が20ページから21ページにかけてございます。ここで、例えば20ページ目の中段の②ですけれども、前回の部会でも御議論いただきまして、いわゆるPREについて窓口がはっきりしないところもあるということで、これは内閣府のワンストップ窓口ですけれども「ワンストップ窓口について、公的不動産利活用事業やバンドリング・広域化等の照会・相談に対応できるよう調整体制を強化するとともに、その周知を図る」と記載させていただいております。

21ページに行ってくださいまして、あと新たに④～⑦ということで、④が幅広いPPP事業について、先導性の高い優良事例を収集するということです。この際に、地域経済の活性化への貢献とか、庁内の意思決定段階、プロジェクト推進段階、地元関係者との合意形成といった段階ごとに踏み込んでちゃんと成功要因の分析をして、同じようなものやろうとしている公共団体へ情報提供することで横展開を図るということに記載しております。

⑤、⑥につきましては、前回も国土交通省から御説明いただきましたけれども、首長や地方議会等を対象としたセミナーですとか、⑥は国みずから先行事例の形成を図るといったことを記載させていただいております。

22ページ目が⑦でございますけれども、こちらは前回、総務省から「公営企業の経営のあり方に関する研究会」の御説明をいただきましたけれども、こういったものを行っているということで、ちゃんとその内容について地方公共団体へ周知を図るという記載をさせていただいております。

「(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用」は、基本的な方針はそのままです。【具体的取組】につきましても、1年やってみて、いろいろ具体的なことも見えてきたところもあります。例えば①ですと「人口20万人以上の」としていたのですけれども、優先的検討規程とか公共施設等総合管理計画が策定から運用の段階に入るといったことをちゃんと明確にしたということですか、②や③も、1年やってみて、より具体的な記載に変えさせていただいたところでございます。それが②～④でございます。

24ページ目からが「4. 集中取組方針」ということで、主にコンセッション事業についてでございます。「(1) 目標設定の考え方」と書いておりました、25ページ目で「平成29年度から、クルーズ船旅客ターミナル施設及びMICE施設について新たに重点分野に指定するものとする」と書いております。

「(2) 重点分野と目標」ということで、「①空港」から始まって、各分野についてそれぞれ具体的に記載しております。空港につきましては、数値目標を達成しましたけれども、案件が継続するので、重点分野に引き続き指定しますということです。ただ、数値目標はもう設定しないということでございます。

26ページ目以降の施策をいろいろ行っていくということで、原則として全ての国管理空港にコンセッションを拡大するということが、26ページに書かれているようないろいろな施策の進捗状況の見える化ですとか、地域活性化等の効果の把握といったことです。あと、静岡空港とか北海道とかの小規模空港の事例を踏まえて、事業モデルを構築して横展開を図るといったこと。

あと、細かくなって恐縮なのですが、北海道の7空港のコンセッションの導入について、以下の5原則について具体化・推進ということで、こちらは細かくなってしまっておりますけれども、4管理者が、枠組みに変更がないことを共有するとか、一心同体でやっていくといったこととか、27ページに行ってくださいまして、Ⅲも一心同体といったようなこととか、黒字の空港には赤字補填という形ではありませんよということとか、管理者による出資は行わないといった方針のもとでやっていくと記載をさせていただいております。

27ページ目の「②水道」が、目標は達成していないということです。ただ、水道法の改正とか、30年度にPFI法の改正も予定されるということで、こういった検討が進むことによって目標を達成していくという観点から、集中強化期間を平成30年度末まで延ばします。次に掲げる措置をしますということで、それを28、29ページ目に記載しております。

まず、記載の1つ目のポツは、財務や経営の「見える化」を推進しますということです。あと、新しい分でいきますと、住民不安といったことの解消を目的とした官民連携推進協議会とか地域懇談会等を活用した啓発活動を実施するといったこととか、法律案が通った場合には、参考になるような契約書とか要求水準書のひな形の作成及び周知を実施するといったこと。

29ページ目に行ってくださいまして、2つ目のポツでは、新たな許可制度の運用について詳細を検討するといったようなこととか、最後のところで、先導的に取り組む自治体に対して継続的な支援を行うといったことを記載させていただいております。

「③下水道」につきましても、目標は達成していないということですが、いろいろ制度整備ですとか支援もしているところがございます、達成目前であるということです。集中強化期間を平成29年度末までに延ばしますということで、30ページ目から32ページ目にかけての具体的な施策を取り組みますというところがございます。

30ページ目の一番上が「見える化」ということで、これは水道と同じ記載とさせていただいております。

さらに、先行的に取り組んでいる浜松市の支援と、その他具体的に検討を進めているところに技術的な助言を実施しますということです。そういったところから課題とかを把握して、それを国が示しますということで、地方公共団体のコンセッション事業の活用を強力に後押しするというので記載させていただいております。

さらに、30ページ目の一番下から31ページ目にかけては、今ある検討会に民間企業を加えて官民リスク分担等の課題について対応策の検討を行うですとか、そういった検討会とは別に意見交換会も行いますといったようなこと、首長等へのトップセールスを実施するといったこととか、官民リスク分担に関するガイドラインの策定等新たな措置を講じるといったこと、下水処理施設等の改築への支援に当たって、コンセッションの導入の検討を要件化したというところで、そういった成果があらわれるように周知をしていくということ、見える化の検討も進めるということでございます。

32ページ目の「④道路」につきましては、目標はもともと1件だったのですがけれども、愛知道路が達成したというところで、特区制度を活用しているところで、案件を掘り起こしていく必要があるために、重点分野には引き続き指定をしますけれども、次に掲げる措置を講ずるが、数値目標は設定しないというところでございます。

愛知道路の横展開を図りますというところでございます。それを32ページ目の下に書かせていただいております。

次に、33ページ目から「⑤文教施設」でございます。文教施設につきましては、平成30年度までということで、ちょうど1年たったところでございますので、それぞれ28年度末までとなっているところが、もう検討会を設置してちゃんと報告書も出たというところでは、それを踏まえて、具体的な案件形成が行われるように支援するとともに、実務的な手引書を作成するといったことで、新たな取り組みとして掲げているところでございます。

34ページ目が「⑥公営住宅」でございます。公営住宅につきましても、平成30年度までということで、これは引き続きやっていくところでございます。

⑦以降が、新しく入れております。

「⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設」で、平成29年度から3年間ということで、3件のコンセッション事業の具体化を目標とするということです。35ページ目が具体の取り組みですがけれども、今、検討が進められているのは福岡市のウォーターフロント開発について、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図ると記載しております。

「⑧MICE施設」も、平成29年度から31年度までを集中強化期間ということで、こちらは6件のコンセッション事業の具体化を目標とするというところでございます。こちら福岡市のウォーターフロント開発で今、進められているところもありまして、そちらでユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援するというところでございます。

「⑨その他」で、公営発電施設なのですけれども、PFI事業のあり方について検討して、重点分野の指定と数値目標の設定について結論を得る。これが平成29年度末までということです。

あと、経済産業省からも話がありましたけれども、工業用水道事業への導入可能性調査を、5件を目標に実施しますというところがございます。

36ページ目が、上のほうに「民間事業者との対話を通じて」というところがあるのですが、これまでの記載が「民間事業者との対話を通じてコンセッション事業の活用拡大を図るための課題を把握・整理し、その成果を本アクションプランに反映させる」ということでありまして、こちらは別途、未来投資会議関係の下のワーキング等で議論がなされているところがございます。そちらの課題とかを整理しまして、「課題への解決に向けて、別紙1の措置を講ずる」ということで、別紙1をつけさせていただいたところがございます。

別紙1が、39ページ目の後になっております。「コンセッション事業の更なる活用推進に向けて必要な施策」ということで、①から⑩まで書いております。部会で直接この議論をされていなくて非常に恐縮なのですけれども、こちらを書かせていただいたところございまして、民間事業者との対話ということで、民間事業者からいろいろヒアリングをして、課題を洗い出して、こういったことを検討することが必要でしょうということで記載をしているものがございます。詳しい説明は省略させていただきますが、①リスク分担を構築する上で契約のあるべき姿の検討をするとか、②が上下水道の物価変動したときの料金への転嫁を可能とする仕組みとか、③がマーケットサウンディングの方法の検討とか、⑤で運営権者を選定する審査委員会の議事録の公開というルール化とか、⑥がVFMの算定方法とか、⑦が運営権者への地方公共団体による出資の件とか、⑧がコンセッションの推進に当たって、内閣府の機能といった組織のあり方といったこととか、⑨が「これらのほか、別紙2に取りまとめた」ということで、別紙2がさらに後ろに、こういう具体的な非常に細かい記載をして恐縮なのですが、そういったところ取りまとめた課題対応策を実行するといったこと。⑩が、国内外に事業者や投資家向けの説明会でその周知を図るといったことを記載させていただいているところがございます。

36ページに戻っていただきまして、今の別紙1の記載のすぐ下が、コンセッションと指定管理者の二重適用の関係で何回か御説明させていただきましたが、その解消をしていくものがございます。

「5. 事業規模目標」につきましては、基本的には変えていないところがございます。ちょっと記載を変えたところが38ページ目の一番下から39ページ目の頭にかけて、PREのところ「平均2件程度」というところで、ここはゼロ件も許容してしまうように読めてしまいますので、そこを「2件程度」と記載をさせていただいたところがございます。

内容は、大まかには以上でございます。

これが改定の内容でして、最後に、それに附属といたしますか、あわせて我々はこの部会

でPDCAを回しました、それを踏まえてアクションプランにしましたということで、PDCAの結果をつけておりました、資料2-4に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。

「PPP/PFI推進アクションプラン取組状況（PDCA）」ということで、2ページ目が事業規模目標の進捗でございます。こちらの説明はかつてさせていただいたところでございます、27年度までできていまして、21兆円の目標に対して累計9.1兆円まで進んでおりますというところでございます。

見える化ということで、3ページ目は、類型Ⅱと類型Ⅲで件数の目標を定めているものを書いているのですけれども、類型Ⅱにつきましては21件ということで、地図で記載をしております、神奈川県3件、兵庫県3件、福岡県4件ということです。これは県内で実施されたところで、実施されたものについて地図で見える化をしているところでございます。

4ページ目が類型Ⅲということで、公的不動産の利活用事業につきましても東京都、神奈川県、福岡県で5、3、3といった形で見える化をしているところでございます。

5ページ目と6ページ目で、コンセッションの進捗状況をわかりやすいように、それぞれの段階に応じてどこまで進んでいるかを記載しております。5ページ目が空港、水道、下水道、道路で、28年度までが目標だったものをつけております。それぞれごらんのおりになっているところでございます。これはいろいろつけておりますけれども、我々内閣府で28年度に二次補正予算ということで、デューデリジェンスの調査とか導入可能性調査といった支援をしているところも記載させていただいているところでございます。

6ページ目が文教施設と公営住宅でございます、それぞれ今、ごらんのおりになっている状況でございます。

7ページ目以降は、以前、御説明をさせていただいたところですが、取り組みの進捗状況ということで、それぞれ青い部分がアクションプランに書いてあるところで、右が28年度末までの取り組みということでそれぞれ記載をして、こういったことも示していると考えております。

説明は、以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

それでは、皆さんのほうから御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大部になりました。別紙もついてしまいましたけれども、いかがでしょうか。

根本先生、お願いします。

○根本部長代理 何点かなのですが、まず6ページ目のインフラのところの記述で、中ほどのところに、インフラの新設はもとより、橋梁等個別施設の維持管理云々とあって、ここに記載していただくのはいいのですけれども、例示が橋梁等というやや狭い感じがする。一番大きいのは一般道路だと思うので、橋梁の前に「一般道路・」と入れることができないかということが1点です。

もう一点は、別紙1で追加をされた中で、⑤として運営権者を選定する審査委員会について、原則として議事録を公開するルール化についてとありますが、これはコンセッションの場合のみ議事録を公開する必要があるのか、一般ルールとの関係です。公開をどの程度するのか。提案者の権利保護の観点があるので、公開にはおのずと限度があるということが通常の理解だと思いますけれども、コンセッションの場合に特にこれを記載することの意味をしっかりと整理しておくことがあって、一般論の話だとするとここに書くのはやや筋違いだと思いますし、コンセッション固有の問題があるとするのであれば、なぜコンセッションに限り議事録の扱いを変えなければならないのかということを引きつり把握しておく必要があるので、これは質問ですけれども教えていただければと思う。

以上、2点です。

○宮本部長 いかがでしょうか。

○森企画官 1点目の「一般道路・」と入れることについては、関係のところとも調整をさせていただきたいと思います。

2点目の別紙1の⑤ですけれども、こちらは確におっしゃるとおりだと思っております。民間の方々の創意工夫を最大限で生かすものは、まずコンセッションというものがあるかなというところで、そこは我々としてもちゃんと整理をしていく必要があるとは思っております。

○坂本参事官 2点目につきまして、補足なのですけれども、⑩まで同様なのですけれども、一般ルールではなくて、コンセッションについては特に非常にいろいろな提案が出てくるわけです。当然、提案者の権利は大事なもので、もちろんその問題がなければという前提なのですけれども、採用された提案はそのまま実施されることになると思うのですが、いろいろな事情があって、運営権対価だとかいろいろな評価項目があって、提案はよかったけれども結果的に総合点で採用されなかったところも出てくる中で、選に漏れたコンソーシアムの方々の提案でも生かすものはあるのではないかとということで、そこについてよりよい運営をしていく上で、コンセッションについては特に問題がなければすけれども議事録を公開する。

未来投資会議のほうでも議論をされている内容なのですけれども、そちらで言われている話としては、確かに権利者の保護は当然、大前提としてあるのですけれども、実際にはいろいろな情報が、外に出ているものと出ていないものとが分かれています。問題がなければという前提なのですけれども、統一して、複数の方々から出された提案について、それぞれ空港あるいは道路、水道、下水道施設のよりよい運用をしていこうと考えているものですから、そこは特定の人だけが情報をとれるということではなくて、今後どんどんコンセッションを進めていく上で、参考になるものは共有していてもいいのではないかと議論がなされたように伺っております。

長くなりまして申しわけありません。以上です。

○根本部長代理 それは、かなり違和感がありますね。

皆さん同感かと思えますけれども、提案者は、次の提案のためにそれを留保しておきたいわけですね。それが議事録に書かれて誰でも使えるようになると、物すごくリスクが高まるので最初から提案しないようになるということが、民間提案方式がPFI法に書かれても全く機能しなかった最大の理由なわけですね。

一般ルールとしてそういう世界があって、コンセッションに関して言うと、さらに創意工夫を強く求められるので、創意工夫の知的財産権的な価値が高いわけですね。それを公開する方向で検討するのは、未来投資会議のほうでどういう経緯でそういう議論になっているのかをしっかりと把握しないと、あちらで書かれるのはいいのですが、ここの計画部会の文書の中に、我々もそれを合意したと書かれるのは話が違うと思うので、趣旨がよくわからないのです。

もともとこの文章を読んだときに2通り読めて、より促進するという意味なのか、あるいは公開する流れにあるけれどもそれは慎重に対応しようという意味なのか、よくわからなかったのです。今、御説明を伺うと、積極的に推進する方向だとおっしゃられたので、それはそもそも違うのではないかという話と、仮にそれがよいとしても、この文章だとそうは読めないで、もう少し詰めて考えないといけないのではないかと。部会長の意見もあるかなと思います。

○宮本部会長 今、根本先生がおっしゃった御意見とほぼ同じだと思いますけれども、基本的には、なぜ落ちたのかという理由はもちろん示しますけれども、具体的にではなくて、どこが評価されたのかを、中身を明らかにしないような形で議事録というか審査講評を苦労して出されているのだと思うのです。

ですから、提案者のほうの知的財産権を守ることは第一義だと思いますから、そこに誤解がないような形でここの文章は御検討いただきたいと思います。

○坂本参事官 承知いたしました。そのように調整をさせていただきます。

○宮本部会長 最初のインフラのところは、私は自然に読んでしまったので、よく考えたらそうですね。読み方によっては、一般道路というか全体の道路のことが入っていないようにも読めるのです。

これは国土交通省と御相談の上、できれば一般道路も含まれるような形で表現を入れていただきたいと思います。

○森企画官 わかりました。検討します。

○宮本部会長 特に問題があるのは、橋も基本的には道路の一部なので、道路の構造物が一番大きいのだと思いますけれども、表現だけ御検討ください。お願いします。

ありがとうございました。

江口先生、お願いします。

○江口専門委員 今の関連で、19ページの②に「民間事業者の権利利益の確保等を明記し」と書いてありますので、このアクションプランでは知的所有権を守る方向でやりましょねということが書いてありますので、そこと矛盾しないようにする必要がまさにあると思

います。

○宮本部長 ありがとうございます。

矛盾しないというか、この趣旨にのっとっての全体のトーンということですね。

○江口専門委員 そうですね。19ページの②が方針なわけですから、これに反するような別紙1がつくと、ちょっとおかしくなってしまう。

○宮本部長 必要な修正をよろしくお願ひしたいと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

赤羽先生、お願いします。

○赤羽専門委員 数点、確認させていただきたいところがあるのです。

まず、横紙のアクションプランの本体のほうの17ページ、「(3) 公的不動産における官民連携の推進」の【方針】の①です。これは前もお伺いしたのですが、首都高速道路のモデルケースとしてPPPの活用について検討を推進することは多分、去年と文言が変わっていないと思うのです。PDCAと同じ文言を眺めてもしようがないので、何かやっているのかやっていないのかというところはチェックしないと、年限も入っていないので、そのまま同じ文章だとPDCAを回したことになると思います。

22ページの一番上の⑦ですけれども、前回、総務省のほうから「公営企業の経営のあり方に関する研究会」の検討結果について御紹介いただいたので、それを盛り込んでいただいたのですが、ここの文言は「水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため」ということで、水道・下水道事業だけに限っているように読めるのです。中には広域化のところ、あり方の研究会の中で工業用水とかも書いていますし、公営企業の中で触れられているので、PPPで、結構外国で典型的にできるのは路面電車とかも入っています。

そういう意味で言うと、水道・下水道事業の広域化等というだけだと狭いようなのです。公営企業全般について広域化と言うと多分、バスとかは縮小もあるので抵抗があると思うのですが、公営企業に対するPPPの活用の促進のためとか、民間活用の促進のためということを入れていただいた上で、周知徹底を図るだけではなくて、優良事例の情報を収集し共有するところまで入れていただいたほうが、29年度以降、さらにそういうことをやっていただけるということにさせていただきたいと思います。

同じような論点なのですが、27ページの「②水道」のところ、論点が書いてあるので中段以降なのですが、上下水道事業に係る債務を地方公共団体が運営権対価で繰り上げ償還する際の補償金の減免措置を通じて云々というところがあるのです。要は公営企業債の繰り上げ償還の話だと思うので、ここは水道なのでそのように書かれているのかもしれませんが、公営企業債一般についての話ではないかと思うので、そのように表現を変えたほうがいいのではないかと考えています。

あと2点ほど。32ページの「④道路」ですが、ここは数値目標は達成した。この愛知道路自体は終わっているみたいなのですが、横展開の話と、引き続き道路は1件しかないの

で、それについて情報収集してモニターするというをどこかに入れた上で、全国展開のと入れていただきたいと思います。

先ほど別紙のところでも議論がありましたが、これは未来投資会議のほうで、投資家のほうからいろいろ議論があったのだと思うのですが、別紙2の中で結構細かい論点がかかれていまして、例えば契約についてこういうことを検討しなさいと、別紙2の①-4とか②-1あたり、あちこちに契約の条項について書かれています。①-4は特定法令変更について、各省もしくは名指しされた府省が検討するということがありまして、内閣府が7月末までにいろいろ取りまとめなくてはいけないということは、いろいろな事例があるので結構大変だと実は思っているのです。

契約の事例が、本当にどれがいいのかということも、私は公共側で契約についていろいろ書いて、悩むところではあります。本当に全部ガイドラインで一律に書けるのかも、なかなか微妙なところはあると思いますので、ここはやるとして、慎重にというか、いろいろな意見があることを、別個でもいいですけども、検討していただきたいと思います。

以上であります。

○宮本部会長 ありがとうございます。

5件ございましたけれども、いかがでしょうか。

○森企画官 1点目が、道路の関係だと思います。全般的に継続のところは書き方も一通り見直したところではあったのですが、こちらの道路のところにつきまして、前も国土交通省からも御説明があったと思うのですが、例の築地川の部分は今、関係者で検討していると先日もおっしゃっていただきました。ここで私が言うのもあれですけども、デベロッパーとかそういった関係者とかの進捗状況とかも踏まえた上で、いろいろやっていく必要があるということで、まだ具体的にスケジュールが引ける段階ではないとこの間もおっしゃっていたところでもあって、なかなか難しいかなというところで今、こういった記述になってしまっているところがございます。

2点目でございますけれども、22ページ目の公営企業のほうも、総務省ともまた調整をさせていただければと思います。

3点目の繰り上げ償還の書きぶりも、また中でも検討させていただきたいと思います。

4点目の32ページ目の道路のところ、横展開の前にいろいろモニタリングの話も何が書けるかということをお我々も検討しますし、国土交通省ともまた調整をさせていただければと思います。

最後、別紙2のところは、やっていくということで、いろいろな御意見もあろうかと思っておりますけれども、それも踏まえながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○宮本部会長 1つ目と4つ目は、国交省と御相談いただくという形ですね。2と3は、総務省と御相談いただいて、必要でしたら適切な形に書きかえていただくということです。

赤羽先生、いかがでしょうか。

○赤羽専門委員 1番は、きっといろいろ利害調整があるので大変なのか。書き方を少し、引き続きぐらい入れておいたほうがいいのかということ若干あります。

公営企業のところは、前回、意見も何点か出ていたと思うので、総務省との調整だと思うのですけれども、ぜひその点は書いていただきたいと思っております。

以上です。

○宮本部長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

清水さん、お願いします。

○清水専門委員 1点だけコメントさせていただきます。これは従前から変わっていないところですが、11ページの中ほどで、指定管理者制度や包括的民間委託の部分について、コンセッションへの発展が期待されるというところです。これは、本当にすごく大事だと思っております、ぜひ進めるべきだと思うのです。

ただ、指定管理者制度になっている以上、優先的検討規程においては、既にPPP/PFI手法を採用しているということで、優先的検討規程の対象にひっかからないと思うのです。ただ、このこと自体は大事だと思うので、ここはぜひ強調しておいた方がいいのではないかと考えています。

そういう意味で、指定管理者制度を適用している対象の施設でいうと、文教施設で例えば水族館とか美術館とか、既に料金収受を民間がやっているような事業ですから、それをコンセッション化していくのは極めて自然だし、かつやりやすい。あと、効果も見やすいということだと思います。そういう意味では、書きぶりが何も変わっていないと注目もされないところもあると思いますので、いろいろな議論の中で、一定の施設の更新が迫られる場合とか、あるいは民間のビジネスとして周辺を開発するといった余地がある場合において、要はさらなる民間活用が可能な場合においては、コンセッション事業への発展も期待されるので、しっかりとそういうことを検討すべきであるという趣旨を、少し強調するような形で書いていただくといいかなと思っております。

以上です。

○宮本部長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○森企画官 それは、検討させていただきます。

例えば、先ほどおっしゃっていた優先的検討のプロセスの中で、確かに指定管理者制度が外れてしまうこともあるのです。我々もよく説明会とかでは、そうなのですが、指定管理者の更新のタイミングで、優先的にほかの手法も検討してみることが重要ですよということは申し上げているところでございまして、そういったところを推進していきたいと思っております。

○宮本部長 ありがとうございます。

確かに、優先的検討では、表面上抜けてしまうといえ抜けてしまうのですね。ここは、

強調していただいたほうがいいかと思います。御検討をお願いしたいと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

江口先生、お願いします。

○江口専門委員 21ページの⑥で、提案制度について先行事例の形成を図ると書いてあるのですが、これはどのようなことを想定されていらっしゃるのでしょうか。

○宮本部長 御説明、お願いできますか。

○森企画官 第5回で国土交通省から説明いただいております。今すぐお答えできないので、別途でよろしいでしょうか。

○宮本部長 後で、見つかり次第また御報告いただく。

○江口専門委員 その関連で、提案制度がうまくいっていないのは、提案者にメリットがないからだだと思いますので、そこをどう考えていくかということだと思うのです。例えば加点をしてあげるとか、提案をもっと促進させるためのアイデアは今、お持ちでしょうか。

○宮本部長 それに関しては、昨年出た運用ガイドなどでは検討事例は示されていると思います。これは、それに触れられているのかなという気もします。後でまた、御確認できれば御説明いただければと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、1件私のほうから。資料2-1が概要版になると思うのですが、この部会の中で最初のころにも発言させていただいたと思うのですが、この概要版がまずは表に出してしまいますので、ここをうまく表現していただければと思うのです。

きょう出していただいた資料だけだったら、変更点だけになってしまうので、これと28年版をうまく合わせて、全体がわかるような形に編集していただければありがたいかなと思うのです。これだけでしたら、28年度につくった基本としてのアクションプランが見えないかなというところもあります。

○森企画官 実は、これは全体がわかるようにつくらせていただいたつもりではあります。一番上は改定のポイントということで、これは今回のものなのですが、それ以外の部分につきましては、例えば事業規模目標は21兆円というのは下のほうに書いておりますけれども、これは今もそうです。

真ん中の「③実効性のある優先的検討の推進」は、進捗状況を踏まえて結構、施策をがらっと変えたものでございます。構成としては、推進のための施策はもともと「コンセッション事業の推進」と「実効性のある優先的検討の推進」と「地域のPPP/PFI力の強化」という3本柱で書いていたところなんです。なので、もともとの3本柱に、左のところに公的不動産をつけ加えさせていただいたところもあって、この1枚で、もともとのものを踏まえて、これが全体像ですということで書いたつもりではありますので、またそこは精査したいと思います。

○宮本部長 赤字が多いので、赤字が改定事項という形になっていますので、残ってい

ないような雰囲気があるということと、できればここで混合型の話だとかインフラの話も出していただければありがたいかなと思うのです。そこら辺も、内容としては今回、重点的に入れていただいたこととさせていただきます。

どうぞ。

○坂本参事官 今の件の関連です。そういう意味では今、部会長がおっしゃるとおり、資料2-2の3ページから始まる場所ですけれども最初の趣旨、アクションプランをどういう目的でつくったのかということが、今、改定のポイントから始まってしまっていますが、スペースの制約もあるのでありますけれども、全体を見直して、まず、こういう目的でつくっていますみたいな記述を最初に持ってくることも一つ案としてあるかなと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

よろしくをお願いします。

江口先生。

○江口専門委員 今のまとめの表の中で、20万人以上の地方公共団体が2件ということは書けないでしょうか。数値目標なので、書いておくと一覧性があっていいと思うのです。

○森企画官 書くことはできますので、そこは検討したいと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますか。

根本先生、お願いします。

○根本部会長代理 この概要で「改定のポイント」の最初に旅客ターミナルとMICEが来るのは、事柄の軽重からいくとちょっと順番が違のかなという感じがする。新しいものだから追加というルールなのだと思うのですけれども、影響力という意味では、むしろ公的不動産とか優先的検討規程のほうが大きいと思うので、できるだけ幅広い国民経済に影響を与えるようなものという形で、実質的な順番をつけていただいたほうがわかりやすいかなと思います。

もう一つ、若干「てにをは」の類いの話なのですけれども、本文の32ページで道路の数値目標の話があって、数値目標は設定しないと書いてあるのです。その理由が、今後、案件を掘り起こす必要があって、重点分野に引き続き指定し次に掲げる措置を講じるがとなっていて、日本語的に言うと、そういうことをするのであれば当然、数値目標を設定すべきであるというつながりになると思うので、今の段階で数値目標を設定することが一番いいと思うのですけれども、そうでないのであれば、数値目標を設定したら達成したというところで切って「ただし」あるいは「しかし」で、重点的に引き続きやりますとつなげれば、日本語としてつながるのかなと思います。

数値目標は設定しないということは別に言う必要はないことなので、それを外して、最後に「今後、新たな数値目標を速やかに検討する」と。設定のあり方ではなくて、数値目標自体を検討することになるのだと思うので、そういうつながりをすれば、そんなに違和感なくつながるかなと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

私もそのように思います。

○森企画官 そこは、また検討させていただきます。

○宮本部会長 よろしくお願いします。ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

赤羽先生、お願いします。

○赤羽専門委員 1点、確認といいますか言い忘れたのですけれども、本文の10ページの公的不動産、類型Ⅲのところ、4、5行目ぐらいから「行政財産を含む国公有不動産や国立大学法人の不動産等の公的不動産の最適利用を図っていくことが課題となっており」ということが総論であって、それを受けて17ページ以降で「公的不動産における官民連携の推進」ということで各論が書いてあるのです。

もともと地方自治法上の公の施設も行政財産で、それと指定管理の二重適用の問題は図ることになっているのですが、全体的に言うと行政財産の有効利用を図ると書いてあるのだから、行政財産の新たな類型とかいうと結構大きな議論にはなってしまうのですけれども、もう少し柔軟に活用するということを強調していただく。

PFI法の改正の中でも、そういうことが69条以降でできるようにはなっていて、そこを整理するということなのですが、もう少し前回、各委員の中からも出てきていた、行政財産についての取り扱いを柔軟にするというニュアンスを総論か各論の中で出していただければと思うのです。

以上です。

○宮本部会長 いかがでしょうか。

○森企画官 どこまで書けるかあれですけれども、それも検討したいと思います。

○宮本部会長 それでは、御検討よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、御意見、御質問等いかがでございましょうか。

13ページのところで、優先的検討規程の運用の手引をつくっていただいたのですね。それが今度の29年版にその記述がないようにも見えるのですが、どこかにありましたか。

○森企画官 13ページ目の②で、手引を策定したのですけれども、もちろん周知も引き続きするのですが、今後は運用状況をフォローアップするというところで、運用上の課題と対応策の検討を行うことにより、運用状況の適正化を図るということです。

○宮本部会長 手引を踏まえてとかいう表現が入ってもいいかなと思ったのです。せっかくつくっていただいたものが、ここに反映されていないかなと思います。

○森企画官 そこは、検討します。

○宮本部会長 浅野さん、お願いします。

○浅野専門委員 25ページ「(2)重点分野と目標」の「①空港」の4行目のところに「目標数値は設定しない」と書いてあって、その下、7行目から「原則として全ての国管理空港にコンセッションを拡大する」と記述されています要は、全ての国管理空港を順次対象

としていく筋道が見えたから敢えて数値目標は設定しないという意味だと思いますが、であるなら、そういった趣旨を明確に記述した方が分かりやすいように感じます。

○宮本部会長　そこは、文章の見直しをお願いできますか。

○森企画官　はい。

○宮本部会長　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。部会とすれば、きょうで終わりという形になります。

ほかに、御意見ございませんか。

もう一件、どうぞ。

○赤羽専門委員　1つ質問なのですけれども、12ページのところで、公共施設等総合管理計画と個別施設計画の話が出てきていて、ここは総論で、こうしたPPP/PFIの検討を行うことは重要である。こうした認識のもと、適用拡大を図るということなのですが、具体的取り扱いのところは、特に総合管理計画とか個別施設計画の策定に絡めてという記述がないのです。そういう意見も前回、出ていたような気はしたのですけれども、そこは必要ないのかということが一点。

もう一点も文言だけの話なのですけれども、26ページの空港の中段の北海道のところの以下の5原則でえらい詳しいものが書いてあるのです。これはどこかでいうか、そう作成されたことなので5原則はいいのですが、Iの文章が「枠組みに変更がないということ」を共有する。そして成功に向けて一致団結して責任を共有する」。変えられるかどうかの問題なのですけれども、文章としてどうなのかなみたいな。

あと、IIも「4管理者は、一心同体のプロジェクトチームとして」とか結構、政治的な文章みたいな感じがするので、変えられるか変えられないかは最終的な御判断ではあるのですけれども、文章が結構練られていないというか、文章にくせがあるので、いかがなものかなと思ったのが感想です。

○宮本部会長　ありがとうございます。可能な範囲でということだと思います。

○森企画官　そうですね。空港のところは、可能な範囲でいうか、関係の方々とも話をしたいと思います。

あと、12ページ目の優先的検討のところは、方針のところで大分書いたため、それに絡めたところでは一番下の⑧が具体的なところなのです。適用拡大を図るところで具体的取り組みを書いているので、ここにまた書くと長くなるし、上にも書いたからということで今回、書いていないのです。ここで十分、趣旨を伝えるように書いたつもりでございます。

○坂本参事官　もう一回、12ページに戻っていただきたいのです。まさに根本先生から御意見頂戴した部分で、これから個別施設計画で本当に手おくれになってしまう、タイミングを逃してはいけないという御指摘はおっしゃるとおりですので、そういう趣旨で文案も御相談させていただきつつ、12ページ目の真ん中あたりの「公共施設等総合管理計画はほぼ策定が完了し、個別施設計画の策定から実行に入る今後数年間においてPPP/PFIの検討を

行うことが重要である」と入れさせていただいている。この考えをしっかりと我々も肝に銘じて、タイミングを逃さないようにやっていきたいということで表現したつもりではいるのですけれども、またさらにございましたら、御相談させていただければと思います。

○宮本部長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。特に御意見はございませんか。

それでは、きょういただいた御意見をもとに、幾つか課題もいただいておりますけれども、それを踏まえた改定案の修正をこれから事務局とともに行って、最終的に委員会へ報告していく形になることにします。

今後の詳細は、きょういただいたものをもとに、事務局のほうで作業をしていただきながらつくっていただくわけですが、最後の取りまとめにつきましては、私に一任いただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮本部長 ありがとうございます。

それでは、それをもって5月25日の委員会に、本部会からの最終報告としてアクションプランの改定案の提出を行い、そこで審議をしていただく予定でございます。

このたびのアクションプランの見直しに関します計画部会の開催におきましては、きょうで最後となります。本部会の構成員の皆様には、短期間のスケジュールの中、積極的に御参加、御議論いただきまして、本当にありがとうございました。御礼を申し上げます。

最後に、木下審議官のほうから御挨拶をお願いしたいと思います。

○木下審議官 木下でございます。

委員の皆様には、短期間のスケジュールにもかかわらず、御熱心に御議論いただきまして、まことにありがとうございました。おかげさまで、一定のという意味ですが、取りまとめに至ることができました。

本アクションプランは、本日の御議論を踏まえまして、最終的にはPFI推進会議で決定していただき、また「骨太方針2017」にも反映させていきたいと考えております。

今回は、特にほかの場の議論を一部取り入れましたので、皆様方におかれましては大変奇異な感じもお受けになったかと思うのですけれども、よりよいものにしていきたいという思いでやってございますので、そこはひとつ御理解いただければと思っております。

今後、10年間で21兆円という目標がございますので、それに向けまして皆様方のお力もお願いいたしたいですし、しっかりとPDCAのサイクルを回していくことも必要でございますので、そこについても御理解賜りたいと思います。そのためには、引き続きこの計画部会がその中心的な役割を果たしていただきたいと思いますと考えておりますので、今後とも、PPP/PFIの推進につきまして、御指導のほど、改めてお願い申し上げます、最後の御挨拶といたします。

皆様、本当にありがとうございました。

○宮本部長 大変ありがとうございました。

それでは、これで第8回の計画部会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。